

平成 25 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・**拡充**・延長）

（農林水産省）

制 度 名		農地等を贈与した場合の贈与税の納税猶予及び農地等についての相続税の納税猶予等	
税 目		贈与税、相続税（措法 70 の 4 ㉑、70 の 6 ㉒、措法令 40 の 6 ㉓、40 の 7 ㉔）	
要 望 の 内 容	農地等についての贈与税及び相続税の納税猶予の適用を受ける受贈者又は農業相続人（以下「受贈者等」という。）が、贈与又は相続若しくは遺贈により取得した農地等であって本特例の適用を受ける農地等（以下「特例農地等」という。）について、自ら農業の用に供することが困難な状態となった場合において特例農地等の貸付け（以下「営農困難時貸付け」という。）を円滑に行うことができるよう、営農困難時貸付けを行うことができる場合の障害等の状態に関する要件として、受贈者等が農業に従事することを不可能にさせる故障の状態にある一定の場合を追加する。		
	平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	贈与税：▲32 百万円、相続税：▲63 百万円 （▲1, 200 百万円、▲60, 600 百万円）	
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	(1) 政策目的 競争力のある経営体を育成・確保し、国民に対する食料供給の基盤となる農地の確保及び有効利用を図るため、意欲ある農業者に対する農地の利用集積を推進する。		
	(2) 施策の必要性 ・ 現行の営農困難時貸付けの要件は、①身体障害 1 級又は 2 級、②精神障害 1 級、③要介護 5 の状態とされているが、例えば、下腿を失った場合については、両下肢は認められるが、一下肢のみは認められないなど、身体的な作業が相当部分を占める営農実態から見ると厳しい要件となっている。 ・ また、長期にわたって自ら営農を継続することが前提とされている本制度に対しては、疾病等により途中で営農を継続できなくなる事態への懸念から、その適用を受けることに躊躇する場面も生じているとの指摘もある。 ・ 高齢化の一層の進行が見込まれる中、今後、納税猶予の適用期間中に障害を抱えることとなるリスクが高まることが想定され、疾病等のために営農を続けることが不可能な状態であるにもかかわらず、農地を貸し付けた場合に多額の税負担が生じてしまう理不尽な事態が生じるおそれがある。 ・ こうした事態は、障害を抱えることとなった受贈者等に対する配慮の面に加え、農地利用の面でも適当ではないことから、その負担軽減及び農地の有効利用を図る観点から、営農等の実情に即して営農困難時貸付けが行えるよう、要件を緩和する必要がある。		
今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政 策 体 系 に お け る 政 策 目 的 の 位 置 付 け	《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。 《中目標》 ・ 農業の持続的な発展（産業、人、生産基盤） ・ 農村の振興 《政策分野》 ・ 優良農地の確保と有効利用の促進 ・ 都市と農村の交流及び都市とその周辺の地域における農業の振興

	政 策 の 達成目標	・ 地域の中心となる経営体への農地集積の推進及び都市及び その周辺の地域における農業の振興																																																																				
	租税特別措 置の適用又 は延長期間	恒久措置																																																																				
	同上の期間 中 の 達 成 目 標	農業従事が困難な障害の状態となった受贈者等の負担軽減を 図るとともに、その保有する特例農地等の有効利用を図る。 注：営農困難時貸付けは、受贈者等が障害等となった場合の救済措置であ り、あらかじめ目標を設定し、推進を図るべきものではないため、具体的 な数値目標は設定しないこととする。																																																																				
	政策目標の 達 成 状 況	○営農困難時貸付けの適用状況 (単位：人、㎡) <table><tr><th rowspan="2"></th><th colspan="2">平成 22 年末現在</th><th colspan="2">平成 23 年末現在</th></tr><tr><th>適用件数</th><th>貸付面積</th><th>適用件数</th><th>貸付面積</th></tr><tr><td>総 数</td><td>2</td><td>16,761</td><td>2</td><td>24,636</td></tr><tr><td>贈与税納税猶予</td><td>2</td><td>16,761</td><td>2</td><td>24,636</td></tr><tr><td>相続税納税猶予</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr></table>		平成 22 年末現在		平成 23 年末現在		適用件数	貸付面積	適用件数	貸付面積	総 数	2	16,761	2	24,636	贈与税納税猶予	2	16,761	2	24,636	相続税納税猶予	0	0	0	0																																												
	平成 22 年末現在			平成 23 年末現在																																																																		
	適用件数	貸付面積	適用件数	貸付面積																																																																		
総 数	2	16,761	2	24,636																																																																		
贈与税納税猶予	2	16,761	2	24,636																																																																		
相続税納税猶予	0	0	0	0																																																																		
有 効 性	要 望 の 措 置 の 適用見込み	○営農困難時貸付けの適用見込み (単位：人、ha) <table><tr><th rowspan="2"></th><th colspan="2">平成 24</th><th colspan="2">平成 25</th><th colspan="2">平成 26</th></tr><tr><th>贈与</th><th>相続</th><th>贈与</th><th>相続</th><th>贈与</th><th>相続</th></tr><tr><td>適用範囲</td><td>34,174</td><td>84,485</td><td>30,404</td><td>80,127</td><td>27,050</td><td>75,994</td></tr><tr><td>適用者数</td><td>17</td><td>32</td><td>26</td><td>52</td><td>24</td><td>49</td></tr><tr><td>適用面積</td><td>68.7</td><td>15.5</td><td>105</td><td>25.2</td><td>97.0</td><td>23.7</td></tr></table> <table><tr><th rowspan="2"></th><th colspan="2">平成 27</th><th colspan="2">平成 28</th><th colspan="2">平成 29</th></tr><tr><th>贈与</th><th>相続</th><th>贈与</th><th>相続</th><th>贈与</th><th>相続</th></tr><tr><td>適用範囲</td><td>24,066</td><td>72,074</td><td>21,411</td><td>68,356</td><td>19,049</td><td>64,830</td></tr><tr><td>適用者数</td><td>21</td><td>47</td><td>19</td><td>45</td><td>17</td><td>42</td></tr><tr><td>適用面積</td><td>84.8</td><td>22.8</td><td>76.8</td><td>21.8</td><td>68.7</td><td>20.3</td></tr></table>		平成 24		平成 25		平成 26		贈与	相続	贈与	相続	贈与	相続	適用範囲	34,174	84,485	30,404	80,127	27,050	75,994	適用者数	17	32	26	52	24	49	適用面積	68.7	15.5	105	25.2	97.0	23.7		平成 27		平成 28		平成 29		贈与	相続	贈与	相続	贈与	相続	適用範囲	24,066	72,074	21,411	68,356	19,049	64,830	適用者数	21	47	19	45	17	42	適用面積	84.8	22.8	76.8	21.8	68.7	20.3
		平成 24		平成 25		平成 26																																																																
		贈与	相続	贈与	相続	贈与	相続																																																															
適用範囲	34,174	84,485	30,404	80,127	27,050	75,994																																																																
適用者数	17	32	26	52	24	49																																																																
適用面積	68.7	15.5	105	25.2	97.0	23.7																																																																
	平成 27		平成 28		平成 29																																																																	
	贈与	相続	贈与	相続	贈与	相続																																																																
適用範囲	24,066	72,074	21,411	68,356	19,049	64,830																																																																
適用者数	21	47	19	45	17	42																																																																
適用面積	84.8	22.8	76.8	21.8	68.7	20.3																																																																
	要望の措置 の効果見込 み(手段とし ての有効性)	障害等のため営農が困難となった受贈者等の保有する農地につ いて貸付けを行っても納税猶予が継続されることによって、 受贈者等の負担軽減及び農地の有効利用が図られる。																																																																				
相 当 性	当該要望項 目以外の税 制上の支援 措 置	なし																																																																				
	予算上の措置 等の要求内容 及び金額	なし																																																																				
	上記の予算 上の措置等 と要望項目 と の 関 係	なし																																																																				

		要望の措置 の 妥 当 性	本措置は、農地の有効利用の確保に資するものであり、法律に規定された障害等の基準を満たす場合に限り適用されるものであり、政策目的を達成する手段として適確であり、かつ、必要最小限の措置であるといえる。 なお、本措置は、税制特例が打ち切りとなる場合の例外措置として講じられるものであり、税制以外に、比較が可能となる政策の手段は存在しないところ。 また、本措置については、障害等となった者に対する救済措置として、適用数のいかんに関わらず存置することが必要。																																								
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	本措置は、納税猶予制度の適用を受ける者が、途中で障害や要介護の状態となった場合に係る例外的な救済措置であり、当初から多数発生することを見込んでいないため、適用の偏重や適用数が想定外に僅少であることとはいえない。 ○営農困難時貸付けの適用実績（各年末） （単位：人、㎡、千円） <table><tr><th rowspan="2"></th><th colspan="2">平成 21 年末</th><th colspan="2">22 年末</th><th colspan="2">23 年末</th></tr><tr><th>贈与</th><th>贈与</th><th>贈与</th><th>相続</th><th>贈与</th><th>相続</th></tr><tr><td>適用範囲</td><td>50,993</td><td>99,325</td><td>42,265</td><td>95,685</td><td>38,412</td><td>89,080</td></tr><tr><td>適用者数</td><td>-</td><td>-</td><td>2</td><td>0</td><td>2</td><td>0</td></tr><tr><td>適用面積</td><td>-</td><td>-</td><td>16,761</td><td>0</td><td>24,636</td><td>0</td></tr><tr><td>減 収 額</td><td>-</td><td>-</td><td>1,362</td><td>0</td><td>1,803</td><td>0</td></tr></table> 資料：農林水産省経営局調べ。 注 1：適用範囲は、各年末現在の納税猶予の適用者数とした。 注 2：平成 22 年末は、被災三県の調査が不能であったため推計値。 注 3：減収額は、一人当たりの平均猶予額【贈与税：H21 年末 2,884 千円】に、特例農地等の平均面積に占める営農困難時貸付けの平均適用面積の割合【贈与税：H22 年末（2.5ha÷2）/4.0ha】を乗じた値を基に算出。		平成 21 年末		22 年末		23 年末		贈与	贈与	贈与	相続	贈与	相続	適用範囲	50,993	99,325	42,265	95,685	38,412	89,080	適用者数	-	-	2	0	2	0	適用面積	-	-	16,761	0	24,636	0	減 収 額	-	-	1,362	0	1,803	0
		平成 21 年末		22 年末		23 年末																																					
		贈与	贈与	贈与	相続	贈与	相続																																				
	適用範囲	50,993	99,325	42,265	95,685	38,412	89,080																																				
	適用者数	-	-	2	0	2	0																																				
適用面積	-	-	16,761	0	24,636	0																																					
減 収 額	-	-	1,362	0	1,803	0																																					
租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	平成 23 年末において、障害等のため営農が困難となった受贈者 2 名の保有する農地 24,636 ㎡について貸付けが行われ、農地の有効利用が図られた。																																										
前回要望時の達成目標	—																																										
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—																																										
これまでの要望経緯	平成 12 年度 借換特例を措置。 平成 17 年度 猶予期限の確定事由に「耕作の放棄」の追加等。 平成 21 年度 農地制度の改正趣旨を踏まえ、相続税の納税猶予制度について、市街化区域外に限り特定貸付けの特例を創設 贈与税及び相続税の納税猶予について、営農困難時貸付けの特例等を措置 平成 24 年度 農地集積を加速化等するため、贈与税の納税猶予制度について特定貸付けの特例を創設																																										